

文書通信交通滞在費及び歳費についての法案骨子（案）

一. 文書通信交通滞在費について

1 「日割」支給の導入

現行「月割」支給とされている文書通信交通滞在費について、「日割」計算により支給することとする。

歳費と同様に、衆議院の解散の場合にも、「日割」計算により支給することとする。

※歳費についても、衆議院の解散の場合は、「日割」計算により支給することとする。

2 自主返納に係る公職選挙法の適用除外

令和3年10月に支給された文書通信交通滞在費については、その支給された額と上記1の規定を適用したとするならば支給されることとなる額との差額を、自主的に国庫に返納することができるよう、公職選挙法の適用除外を設けること。

上記の返納の対象となる者は、以下のとおり。

- ① 全衆議院議員
- ② 10月に補選や繰上補充で参議院議員となった者

3 収支報告書の提出及び公開

文書通信交通滞在費の収支報告書を、領収書の写しを添付して、議長に提出しなければならないこととするとともに、議長は、収支報告書を公開しなければならないこととする。

※公開の基準等は、使途の透明性の確保を図りつつ、両院議長が協議して定める。

二. 歳費について

1 衆議院解散時の歳費の「日割」支給の導入

現行「月割」支給とされている衆議院解散時の歳費について、「日割」計算により支給することとする。

※文書通信交通滞在費についても、衆議院解散の場合は、「日割」計算により支給することとする。

2 自主返納に係る公職選挙法の適用除外

令和3年10月に支給された歳費については、その支給された額と上記1の規定を適用したとするならば支給されることとなる額との差額を、自主的に国庫に返納することができるよう、公職選挙法の適用除外を設けること。

上記の返納の対象となる者は、全衆議院議員